

山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、大規模災害時における精神科医療救護体制の強化のため、地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院が実施する災害拠点精神科病院整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率)

第2条 補助金交付の対象となる事業区分、補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助事業者が補助金を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者が、前項の交付申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第4条 知事は、前条の規定による交付申請書を審査した結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付を申請した者に通知する。

- 2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- 3 知事は、前条第2項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととしその旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 補助対象事業に要する経費の配分の変更をする場合（別表2に定める軽微な変更を除く。）は、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければな

らない。

- 二 事業内容を変更する場合（別表 2 に定める軽微な変更を除く。）は、変更承認申請書（様式第 3 号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- 三 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- 四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第 6 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による実績報告書の提出は、補助事業の完了の日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して 1 か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに行うものとする。
 - 3 補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第 7 条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に額の確定通知（第 6 号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第 8 条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払いができるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第 9 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、財産処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第 8 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、第 1 項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させ

るものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む)には、別紙様式1により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備及び保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、整備保管しておかなければならない。ただし、財産処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

別表 1

事業区分	補助対象事業	補助対象経費	補助率
災害拠点精神科病院整備事業	災害拠点精神科病院の指定要件を満たすために補助事業者が実施する事業	1 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等） 2 備品購入費（1 件あたり 5 万円以上の物品の購入） 3 役務費 4 委託料 5 工事請負費	当該経費のうち、国交付金を除いた額の 10/10 以内

別表 2

第 5 条で規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

区分	変更内容
経費の配分	補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の 20% 以内を増減させる場合。
事業の内容	補助事業の目的達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

様式第 1 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
法人名
代表者名 印

山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金交付申請書

このことについて、別添実施計画書のとおり実施したいので、山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 実施計画書
- 3 収支予算（見込み）書

※ 補助事業ごとに、対象経費の積算内訳を記載した書面を添付すること。

第 号
年 月 日

補助対象者 殿

山梨県知事 印

山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付申請のあったこのことについては、山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 補助金の対象となる事業及びその事業の内容は、申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - 1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の 20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
 - 2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止申請書を提出し、知事の承認を受けること。
 - 3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - 4) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管すること。
 - 5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

様式第3号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地

法人名

代表者名

印

山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次の理由により事業を変更したいので、山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金交付要綱
第5条の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 交付申請書の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面
を添付すること。

様式第 4 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
法人名
代表者名 印

山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次の理由により事業を中止（廃止）したいので、山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金交
付要綱第 5 条の規定により、申請します。

中止（廃止）の理由

様式第 5 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地

法人名

代表者名

印

山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて
実績を報告します。

- 1 実施報告書
- 2 収支決算（見込み）書
- 3 その他参考資料

※ 補助事業ごとに、対象経費の積算内訳を記載した書面を添付すること。

第 号
年 月 日

補助対象者 殿

山梨県知事 印

山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金額の確定通知

年 月 日付け 第 号で交付決定したこのことについては、
山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり確定した
ので通知します。

- | | |
|----------|---|
| 1 確定額 | 円 |
| 2 概算払済み額 | 円 |
| 3 精算払額 | 円 |

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
法人名
代表者名 印

山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
次のとおり概算払を請求します。

1 概算払請求額

2 内訳

補助金交付 決定額①	既概算払額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算払 請求額④	備 考

3 概算払請求の理由

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
法人名
代表者名 印

山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金に係る財産処分承認申請書

山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金により取得した財産について次のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）したいので、山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

1 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）しようとする財産

財産の 種類	財産の 名称	型 式	数 量	取得価格		取 得 年月日	残存価格	
				単 価	金 額		単 価	金 額

2 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）の内容及びその方法

3 処分しようとする理由

4 その他必要な書類

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
法人名
代表者名 印

_____年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度山梨
県災害拠点精神科病院整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額につい
ては、下記のとおり報告する。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15
条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除
税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。